議案第57号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例(昭和50年小田原市条例第2号)の一部を次のように改正する。 附則第5項第2号を次のように改める。

(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合 5分の4

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部 を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和 25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する 固定資産税については、なお従前の例による。

令和 4 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

地方税法が一部改正され、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置が 見直されたことに伴い、所要の措置を講ずるため提案するものであります。